

[付加]	c.ガラスは建具等にて建て込んだ状態で、小口等に傷や欠け等がないことを確認する。対象範囲は全数とし、確認方法はあらかじめ施工計画書（製作要領書、施工要領書を含む）に記載し、実施する。確認した記録は1.7.1.c.により、提出保管する工事関連図書とする。	c.ローラーウエーブの許容値 ※製造者の仕様による d.倍強度ガラスを海外製品とする場合、次の時期の製造者が行う各種の測定、検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認、押印し、監督職員に提出する。 ※初品及び中間時期の合計2回以上 e.建築物引渡し後10年以内に倍強度ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、受注者の費用負担にて復旧する。	17章 カーテンウォール工事	c.垂鉛めっき鋼面の錆止め塗料(4節(SOP)の場合)の種別 鋼製建具等 ・Az種 ・B種 その他 ・Az種 ○B種	横仕[表18.3.2]														
[付加]	d.個別に留め付けた複層のガラスにより中間空気層が構成される箇所は、密閉前に中間空気層側のガラス内面の清掃を急に行う。特に、ガラスの加工時や施工時に利用する吸盤の吸着部は、ゴムの可塑剤等の成分の残存が無きよう、蒸気利用、研磨剤等に確認、除去すると共に、最終清掃用の水には界面活性剤を含む洗剤等は用いる。ガラス表面に有機質が極力残らない清浄な状態とする。	e.屋外に小口が露出しない合わせガラスの中間膜は次による。ただし屋外に小口が露出する場合は(※10膜 ・)とする。 ※PVB膜 ・EVA膜 ・10膜 ・高透過PVB膜 b.中間膜の厚さは、製造者の仕様により、ガラスの構成、大きさ、使用する部位への風圧力等の外的条件に対して、所定の性能を満たすものとする。 c.合わせガラスの小口部分にシーリング材が接する場合は、シーリング材が中間膜にはく離、白濁、黄変及び気泡の発生等の悪影響を及ぼさないことが確認され、ガラス、中間膜及びシーリングの製造者間で合意された組合せのものを採用する。	18章 塗装工事	d.鉄鋼面錆止め塗料塗り(4節SOP、8節EP-G及び錆止め塗装のままの場合)の種別 横仕[表18.3.3] 1)見え掛り部分 ○A種 ・B種 2)見え隠れ部分 ・A種 ○B種 b.傷害を受けるおそれのある地区における構造体鉄鋼面に横仕[表18.3.3]による錆止め塗料塗りを行う場合は、工程1を2回塗りとし、適用は次による。 ※適用しない ・適用する(適用範囲：) c.垂鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り(4節SOP、8節EP-G及び錆止め塗装のままの場合)の種別 横仕[表18.3.5] 1)鋼製建具 ※A種 ・B種 2)その他 ・A種 ・B種															
16.14.5 ガラスブロック 組み	a.ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ等は、次による。 ※設計図による 寸法(mm) 色調 小口の柄 柄 防災認定 ・ガラスブロック・ ・クリヤー・ 熱反射 小白 ・ ・なし (JIS A 5212) ・ ・乳白 ・カラー() ・指定色() ・ ・特定防火設備 b.壁用金属枠及び補強材 ※設計図による c.力骨の材質 ※ステンレス鋼(SUS304) ・ステンレス鋼(SUS316) d.力骨の寸法、形状 ※径5.5mmのはしご形状複筋及び単筋 e.化粧目地モルタルの色 ※設計図による f.シーリング材の種別は9.7.2による。 g.金属化氬カバーの材質、寸法、形状 ※設計図による h.耐風圧性能 ※「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、ガラスブロック面のたわみは、主要支間距離の1/200かつ20mm以下とする。 i.ガラスブロックの目地幅の寸法 ※設計図による j.伸縮調整目地の位置 ※設計図による k.伸縮調整目地の力骨の補強方法 ※設計図による ※ガラスブロック製造者の仕様による l.枠周りは、すべてシーリング材による伸縮目地とする。 m.ガラスブロックの側面がモルタルと接する場合の処理 ※耐水耐アルカリ性塗装 ※設計図による	16.14.12 追補 合わせガラス a.この節は、特定防火設備、防火設備となる防火戸、防火シャッター等に適用し、一般建具の仕様に加えて防災上付加すべき性能及び装置について規定する。 b.適用は設計図による。 16.15.2 材料、形状、仕上げ 16.15.3 特定防火設備 防火シャッター 防火設備(防火戸) 防火シャッター 防煙シャッター 防火防煙シャッター a.全物類は、原則として亜鉛合金又はアルミニウム合金を使用しない。 b.常時開放埋込戸の閉鎖装置はヒンジクローザーとし、調整器は壁側に設ける。 c.常時開放埋込戸のソレノイドの保持力は、火災時に手で開けられる強さ、かつ誤報防止のため体が触れても容易に閉じない強さとする。 d.くぐり戸付きの場合、くぐり戸の下部は次による。 ※設計図による ○下枠なし ・下枠あり e.防火戸付き消防用ホース通過孔の大きさ、開閉機構、取付け位置、表示方法等は、所轄消防署と協議のうえ決定する。 f.建築物基準法第2条第9号の二ロ、建築物基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)の規定に基づき定められたもの、又は認定を受けたものとする。 b.形式及び機構は16.11によるほか次による。 1)スラットは、排煙機動作時の負圧を受けてもガイドレールから外れることのない構造とする。 2)防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。 3)手動閉鎖装置を設置する。 c.16.11.2による危害防止機構は、すべての箇所に設ける。 d.防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。 3)降下に際し急激に降下しないよう、ステイダンパー、ガバナー、バランスウエイトその他の緩降装置を設ける。 c.操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。 ※設計図による ・ステンレス製HL仕上げ ○鋼製焼付け塗装仕上げ a.開放方式は次による。 ※設計図による ○手動式 ・手動式併用電動式 b.巻取り方式は次により、換気兼用の場合は繰返し操作、過巻き等による不具合が発生しない方式とする。 ※設計図による ○ワイヤー式 ・チェーン式 ・ギヤードケーブル式 c.排煙窓オペレーターは、隠ぺい型埋込みハンドルボックスとする。 d.ステイダンパー及び付属金物の仕上げは、次による。 ※製造者の仕様による ・A-BE指定色 ・ a.耐震ドア仕様は次により、適用は設計図による。 ○設計図による ・() 16.15.8 代替進入口 a.代替進入口の進入方法は次による ○手動開錠 ・破壊進入(ガラス厚 mm) 16.15.9 性能の確認 a.人の通行の用に供する防火設備、特定防火設備の扉は、国土交通省告示第2563号による安全基準に合致するよう、閉鎖時のトルク、速度等を調整し、記録して監督職員に提出する。 1)閉鎖時の運動エネルギー：10J以下 2)防火設備、特定防火設備の質量もしくは閉じ力：質量15kg以下又は閉じ力が150N以下(人と接触した際に5cm以内で停止するものを除く)	16.14.13 追補 複層ガラス a.複層ガラスのスペーサー ※製造者の仕様による ○指定色(※黒色 ・) ・樹脂スペーサー b.複層ガラス下辺のガラス間のずれは、次による。 ※製造者の仕様による ・1mm以下 c.オンライン製造品のベアリングは、温度を一定に調整したベアリング専用室内で行う。 オフライン製造品のベアリングは、製造者仕様による。 d.建築物引渡し後10年以内に中空層に内部結露が発生した場合、受注者の費用負担にて交換する。 ※Low-E複層ガラスの特殊金属膜は、次の中空層面に施す。 ※室内側ガラス(暖房負荷軽減) ・屋外側ガラス(冷房負荷軽減)	17章 カーテンウォール工事	c.地下となる塗膜と錆止め塗料の適合性及び密着性については、事前に十分確認を行う。 d.鉄鋼面錆止め塗料塗り(4節SOP、8節EP-G及び錆止め塗装のままの場合)の種別 横仕[表18.3.3] 1)見え掛り部分 ○A種 ・B種 2)見え隠れ部分 ・A種 ○B種 b.傷害を受けるおそれのある地区における構造体鉄鋼面に横仕[表18.3.3]による錆止め塗料塗りを行う場合は、工程1を2回塗りとし、適用は次による。 ※適用しない ・適用する(適用範囲：) c.垂鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り(4節SOP、8節EP-G及び錆止め塗装のままの場合)の種別 横仕[表18.3.5] 1)鋼製建具 ※A種 ・B種 2)その他 ・A種 ・B種														
16.14.6 追補 ガラス用フィルム	a.機能性ガラス用フィルムは、JIS A 5759により、必要な性能及びその区分等は次による。 ○設計図による b.フィルムの張り方は次による。ただし、視線を遮る目的で張るフィルムについては、監理者との協議による。 ※ビクチャークレーム方式 ※現場施工(フィルム端部へシーリング材又はガasketの隙間は2mm以下) ・工場施工(フィルム端部へシーリング材又はガasketの隙間は5mm以下) ※設計図による c.フィルムは、原則として継目設けない。ただし、張付けするガラス寸法等により、やむを得ず継目を設ける場合の継ぎ方は(※縦つぎ・横つぎ)とする。 d.フィルム張りは、1.7.3c号による取扱い説明の対象とし、フィルムの期待耐用年数、張り方、メンテナンス等の留意点等を取扱い説明書に明記する。 e.強化ガラス及び倍強度ガラスへの飛散防止フィルム張りの範囲は、次による。ただし、合わせガラスとしたものを除くものとし、耐熱強化ガラスへの適用は、設計図書等による。 ○設計図による ・呼び厚さ5ミリを超える全ての(※強化ガラス・倍強度ガラス)	16.15.4 防火シャッター 防火シャッター 防煙シャッター 防火防煙シャッター a.建築物基準法第2条第9号の二ロ、建築物基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)の規定に基づき定められたもの、又は認定を受けたものとする。 b.形式及び機構は16.11によるほか次による。 1)スラットは、排煙機動作時の負圧を受けてもガイドレールから外れることのない構造とする。 2)防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。 3)手動閉鎖装置を設置する。 c.16.11.2による危害防止機構は、すべての箇所に設ける。 d.防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。 3)降下に際し急激に降下しないよう、ステイダンパー、ガバナー、バランスウエイトその他の緩降装置を設ける。 c.操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。 ※設計図による ○鋼製焼付け塗装仕上げ a.開放方式は次による。 ※設計図による ○手動式 ・手動式併用電動式 b.巻取り方式は次により、換気兼用の場合は繰返し操作、過巻き等による不具合が発生しない方式とする。 ※設計図による ○ワイヤー式 ・チェーン式 ・ギヤードケーブル式 c.排煙窓オペレーターは、隠ぺい型埋込みハンドルボックスとする。 d.ステイダンパー及び付属金物の仕上げは、次による。 ※製造者の仕様による ・A-BE指定色 ・ a.耐震ドア仕様は次により、適用は設計図による。 ○設計図による ・() 16.15.8 代替進入口 a.代替進入口の進入方法は次による ○手動開錠 ・破壊進入(ガラス厚 mm) 16.15.9 性能の確認 a.人の通行の用に供する防火設備、特定防火設備の扉は、国土交通省告示第2563号による安全基準に合致するよう、閉鎖時のトルク、速度等を調整し、記録して監督職員に提出する。 1)閉鎖時の運動エネルギー：10J以下 2)防火設備、特定防火設備の質量もしくは閉じ力：質量15kg以下又は閉じ力が150N以下(人と接触した際に5cm以内で停止するものを除く)	16.15.5 可動式防煙垂れ幕 a.方式は、ロール式(不燃シートをシャフトに巻きつけたもの)とする。ガイドレールは、まぐさ内組込みとする。 b.機構は次による。 1)感知器連動の自動降下式とする。 2)手動操作ボックスを設け手動降下可能な機構とし、復帰も手動による。 3)降下に際し急激に降下しないよう、ステイダンパー、ガバナー、バランスウエイトその他の緩降装置を設ける。 c.操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。 ※設計図による ○鋼製焼付け塗装仕上げ a.開放方式は次による。 ※設計図による ○手動式 ・手動式併用電動式 b.巻取り方式は次により、換気兼用の場合は繰返し操作、過巻き等による不具合が発生しない方式とする。 ※設計図による ○ワイヤー式 ・チェーン式 ・ギヤードケーブル式 c.排煙窓オペレーターは、隠ぺい型埋込みハンドルボックスとする。 d.ステイダンパー及び付属金物の仕上げは、次による。 ※製造者の仕様による ・A-BE指定色 ・ a.耐震ドア仕様は次により、適用は設計図による。 ○設計図による ・() 16.15.8 代替進入口 a.代替進入口の進入方法は次による ○手動開錠 ・破壊進入(ガラス厚 mm) 16.15.9 性能の確認 a.人の通行の用に供する防火設備、特定防火設備の扉は、国土交通省告示第2563号による安全基準に合致するよう、閉鎖時のトルク、速度等を調整し、記録して監督職員に提出する。 1)閉鎖時の運動エネルギー：10J以下 2)防火設備、特定防火設備の質量もしくは閉じ力：質量15kg以下又は閉じ力が150N以下(人と接触した際に5cm以内で停止するものを除く)	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ	18.2.2 追補 木部の 素地ごしらえ 18.2.3 鉄鋼面の 素地ごしらえ 18.2.4 亜鉛めっき鋼面の 素地ごしらえ 18.2.5 鉄鋼面及びせ っこうプラスタ ー面の素地ごしらえ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント 板面の素地ごしらえ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ 18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。 表18.

19.6,2

材料

a.量数きの種類

○量（種別は次による）
・A種 ・B種 ・C種
○D種(最表：・KT-I ○KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N)
・衝撃緩和型量(最表：・C1 ・C2)
○設計図による

b.床の間の「へり」は高麗べりを標準とする。
・衝撃緩和型量(最表：・C1 ・C2)
○設計図による

7節 セッコウボード、その他ボード及び合板張り

19.7,2

材料

a.セッコウボード及びその他ボード

1)種類、厚さ等
＊設計図による
2)パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆
3)繊維強化セメント板の表面化粧張り仕上げ等
＊設計図による

b.軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シーリング材
・アクリル系、ウレタン系等のシーリング材
・ジョイントコンパウンド
＊遮音性能に応じた製造者の仕様による

c.合板

1)普通合板
表板の樹種
＊設計図による
・ラワン
・しな
・
板面の品質（広葉樹）
・1等
・2等
（針葉樹）
・A-B
・C-D
厚さ
＊設計図による
・5,5mm
防虫処理
＊なし
・あり

2)天然木化粧合板
化粧板の樹種
＊設計図による
・
厚さ
＊設計図による
・
防虫処理
＊なし
・あり
つぎ板の厚さ
＊設計図による
・
接着の程度
＊設計図による
・1類
・2類

3)特殊加工化粧合板
品目（ ）
化粧加工の方法
＊設計図による
・オーバーレイ
・プリント
・塗装
表面性能
・Fタイプ
・Fタイプ
・Mタイプ
・Sタイプ
厚さ
＊設計図による
・
防虫処理
＊なし
・あり
接着の程度
＊設計図による
・1類
・2類

4)メラミン化粧合板
化粧合板製パネル等の裏面(見え隠れ面)のバックャー張り
＊行方
・行わない
・
d.合板のホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆
・
・非ホルムアルデヒド系接着剤使用（普通合板及び天然木化粧合板に限る）
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用（天然木化粧合板に限る）
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用（特殊加工化粧合板に限る）

e.接着剤のホルムアルデヒド放散量
＊F☆☆☆☆
・

19.7,3

工法

a.天井のボードの重ね張り（ロックウール吸音板の場合を除く）は、次による。
＊接着剤併用小ねじ類留めとし、化粧ボードの場合は、製造者の仕様により機械的固定併用を原則とする。
＊設計図による

b.合板類の張付け
・A種
・B種
欄仕[表19.7,3]

c.1)セッコウボードの目地工法及びエッジの種類
欄仕[表19.7,5]
○端目処理工法
○突付け工法（○ペベルエッジ ・スクエアエッジ）
○目透し工法（○ペベルエッジ ・スクエアエッジ）
2)セッコウボードで塗装を施す場合のボードジョイント部のひび割れ防止
＊端目処理工法 適用箇所 ＊設計図による（ ）

d.セッコウボードの出隅部分の保護材
＊プラスチック製 ・薄厚ステンレス付きコーナーテープ

e.出入口上部の割れ防止縦ジョイナーは次により、設ける場合は、原則としてすべての出入口の上部隅角部直上とする。
○設ける（ ・ステンレス製 ＊プラスチック製 ・ ）
・設けない

f.化粧けい酸カルシウム板のセッコウボード下地天井施工は、接着剤と機械的固定工法を併用する。

g.コンクリート造の梁底等の水平見上げ面へのボード張りは、軽量鉄骨下地組みとし、ビス留め工法とする。

h.天井面や高所壁面における可動式防煙垂れ壁・設備工事の排煙口・その他のパネル面等の化粧仕上げ材としてボード類張りを行う場合は、接着工法のみとせずビス留め等の機械的固定工法を併用する。ロックウール化粧吸音板仕上げの場合は、下地セッコウボードをビス等により固定した2重張り工法とする。

i.防火区画を形成する壁のセッコウボード張りは、国土交通大臣の認定を取得した工法で施工する。

8節 壁紙張り

19.8,2

材料

a.壁紙（粘着剥き付きプラスチック系壁紙を含む）

1)種類及び防火性能
＊設計図による
2)壁紙類は、日本壁装協会制定のISW又はそれと同等の基準、性能に適合するものとする。

3)ホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆
・

b.接着剤のホルムアルデヒド放散量
＊F☆☆☆☆
・

19.8,3

施工

a.モルタル面及びセッコウグラスター面の吸込み止め等の素地ごしらえ
・A種
○B種
欄仕[表18.2,4]

b.コンクリート面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ
・A種
○B種
欄仕[表18.2,5]

c.セッコウボード面及びけい酸カルシウム板面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ
・A種
○B種
欄仕[表18.2,7]

9節 断熱・防露

19.9,3

【付加】
断熱材打込み工法

19.9,4
断熱材現場発泡工法

a.断熱材の種類は次により、同等以上の性能のものを用いる。使用箇所は設計図による。

1)ピーズフォームスチレンフォーム断熱材
＊設計図による
2)押出法ポリスチレンフォーム断熱材
○2種bA（一般部）
・3種bA（度スキン層付き）（土に接するスラブ下面）
3)硬質ウレタンフォーム断熱材
○2種2号A
4)フェノールフォーム断熱材
＊設計図による
5)現場発泡断熱材（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）
・A種1 難燃3級(JIS A 1321)
○A種1H 難燃3級(JIS A 1321)
○A種1H相当品、不燃

b.断熱材の厚さ又は吹付け厚さ
＊設計図による
c.断熱材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆

【付加】
e.発泡プラスチック系の断熱材（不燃材料の場合を除く）の防火処置は、次による。
1)施工箇所と防火処置の種別
＊排煙チャンバーとなる天井裏等（天井懐内、壁裏面、床下等の空間をいう。以下この号において同じ。）（＊A種 ・設計図による ）
＊適用箇所：
＊内装制限が及び室内露出部、天井裏等（＊A種 ・設計図による ）
＊適用箇所：
＊天井を介して一体となるEPS、PS、SK等（＊A種 ・設計図による ）
＊電気室、EPSの露出部（○A種 ・B種 ・設計図による ）
＊機械室、PS、DS等の露出部（○A種 ・B種 ・設計図による ）
＊上記を除く隠ぺい部の天井裏等（＊なし・B種 ・設計図による ）
2)防火処置の種別

種別	仕様	備考（製品程度又は略号等）
A種	断熱材＋湿式不燃材等による防火コート（10～15mm程度）で不燃材料の大臣認定品	
B種	湿式不燃材等による防火コート（3～5mm程度）（注：発泡プラスチック断熱材下地では、不燃材料等の防火材料認定適用外）	

19.9,5

追補
断熱の工法等

a.断熱材施工範囲図

1)設計図に基づいて、断熱材の施工範囲図を作成する。
2)施工範囲図作成にあたり、次により結露計算書の作成を実施する場合は、主要箇所の結露計算を行い、室内側及び内部結露有無の再確認を行う。
ア、結露計算書の作成（○作成する ・作成不要）
イ、作成する対象部位（内外の温度差の大きい場所）
ウ、作成する場合の対象部位ごとの計算条件
○室内空気の状態 温度（ 24 ）℃ 相対湿度（ 80 ）％
○外部空気の状態 温度（ 6 ）℃
b.断熱材を施工する範囲では、必要な断熱性能が連続するよう施工する。
c.外壁を貫通する鋼材等金属部材の室内側には、外壁から1m程度まで吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材(現場発泡断熱材)等により、壁面同等の性能の断熱を施す。
d.外壁断熱層より屋外側の空間（屋外射天、外壁化粧パネル及び笠木等）における結露発生を防止するため、これら断熱層が取り合う部分では、シーリング又は防湿テープ張り等の防湿処置を行って室内空気（湿気）の流出を防止する。
e.グラスウール断熱材、吸音材、ロックウール又は吸音材等で片面にアルミクラフト紙等の防湿層付きのものを用いる場合は、防湿層は湯温高湿制とし、切り目なく完全に防湿層を形成する。
f.給排気用に取り付けチャンバーボックスにも外壁と同様の断熱を施す。
g.屋外に面する建具周りは、断熱材を格又は鎖縁まで施し、断熱材の欠損をなくする。
h.屋上が外断熱工法の場合、断熱材が欠損する部位（機械基礎、排水溝、PSDS立上り、ルーフドレイン周等）では、屋上スラブ下側面に吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材等にて断熱補強を行う。

10節 吸音

19.10,1

材料

a.吸音材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆
・

b.設備機械室・電気室等の吸音に用いるグラスウール吸音材
1)規格 ＊JIS A 6301によるGW-B（グラスウール吸音ボード）
2)種別 ＊32K
3)仕上げ ＊ガラスクロス鎖縁張り
4)厚さ ＊設計図による
5)その他 屋内に用いるグラスウール吸音ボードは、不燃材料認定品とする。
屋外に用いる場合は、湯水性グラスウール及び湯水性ガラスクロス品とする。

c.その他の吸音材料
＊設計図による
・

d.グラスウール吸音ボードを壁、天井等に張り付ける場合は、固定用断熱形ボタンワッシャーを使用し、縦幅○300mm内外で取り付ける。
b.断熱を施していない外壁に対しては、グラスウール等の内部結露の要因となる吸音材の直接取付けは行わない。
c.グラスウールボードワッシャー又はボタン等は脱落防止のためピンはまっすぐに取り付け先端部5mm程度突出。製造者の仕様により適切に固定を行う。

19.10,2

工法

11節 クロス張りベンキ仕上げ

19.11,1

材料

a.クロス張りベンキ仕上げ

1)材質、塗装の種類及び性能
＊設計図による
2)クロス張りベンキ仕上げのホルムアルデヒドの放散量
＊F☆☆☆☆
・

b.下地用クロスは、不燃ガラス繊維織物で、毛羽立及びはつれ防止加工を施した伸縮性の少ないものとする。模様織りクロスは、模様が規則正しく織られたものとする。
c.クロス張り用接着剤は、欄仕[19.8,2 (2)]によるものとする。ベンキ塗布量は0.15～0.18kg/m²とし、ベンキ仕上げによる伸縮に耐える強度を持つものとする。
d.下塗り用塗料は、クロスを短時間には覆し上塗り塗料の吸込みを防ぎ、接着効果の高い合成樹脂エマルションペイントシーラートとする。
e.上塗り用塗料は合成樹脂エマルションペイント（JIS K 5663の1種(外部用)とする。
f.内装制限が適用される室では、内装制限を満足する認定品とし、各種材料、工法等は、認定の範囲内の仕様による。

12節 システム天井

追補

13節 プラスチック

追補

19.13,1

材料

a.プラスチック材は、ひび割れ、傷、ひずみ及び色や厚みのむらが無いものとする。

b.プラスチック材は使用目的に合った材質で、目的に応じた耐衝撃性、耐候性及び耐熱性等を有するものとする。

14節 遮音・防振

追補

19.14,1

外部騒音に対する遮音性能

a.外壁及び屋外に面する建具は、それぞれ取り合う部材との目地において、部材の遮音性能を損なうことがないよう、必要な充填材等の施工を行う。鉄骨等の貫通部や設備工事となる換気用具等にも留意する。

b.外部騒音に対する遮音性能を指定する場合の適用及び性能値等は、次による。
＊指定しない ○指定し、50,1,2 による
1)設定外部騒音レベル（ < 72 ）dBA
騒音対象として（＊列車走行音 ・ ）を含め、（＊緊急車両 ・ ）を除く。
2)室内居室の騒音レベル目標（＊45 ・ ）dBA以下
対象室（ ）
3)重要室の騒音レベル目標（＊40 ・ ）dBA以下
対象室（ ）
4)最重要室の騒音レベル目標（＊35 ・ ）dBA以下
対象室（ ）
5)騒音測定 ＊実施する ＊実施しない
工事着手後早期に騒音源を見渡す位置で外部騒音の測定を行い、外装の施工検討に反映させる。測定にあたっては計画書を作成し監督職員に提出する。
6)完成時の室内騒音レベル測定 ＊実施する（ < 5 箇所） ＊実施しない
室内の測定位置 ・室内代表点（ ） ○窓から1m離れた位置

19.14,2

室内間仕切の遮音性能

a.室内間仕切の遮音性能

1)室内間仕切りの遮音性能
＊設計図による
2)TLD-50以上の乾式遮音間仕切壁は、界壁遮音構造の大臣認定を受けたものとする。

b.遮音間仕切の施工

1)大臣認定を受けた遮音間仕切の周辺部取合いは、大臣認定仕様による。耐火構造を兼ねる場合は、両方の性能が確保されるものとする。
2)サッシ取合いは、柱取合い部、窓まわり上下階区画部等の隙間に注意し、遮音性能を確保する。
3)遮音上重要な壁には、原則としてコンセントボックス、ペーパーホルダー等による欠込みを設けない。やむを得ず設ける場合は、所定の遮音性能が確保される処置を施す。
4)乾式遮音間仕切壁が鉄骨柱や梁の耐火被覆材と取合う場合は、原則として柱及び梁を包んで壁又はスラブまで同性能の壁で到達させる。
5)上記の仕様によるない場合や、フラットデッキに遮音間仕切壁が取り合う場合は、先付けチャンセル材等の調材を通して取り付け、中空を生じさせない。
6)軽量鉄骨造下地の真音抑制工法は14.5,4による。

19.14,3

騒音レベル目標（居室内）

a.騒音レベル目標（居室内）

事務室 ・45dB ○NC-45
住宅、ホテル客室 ・40dB
○その他室内許容騒音値は 50,1,2 による。
b.エレベーターと隣接する居室の防振遮音構造（仕様は50,1,2 および設計図による）
対象室：事務室
エレベーター側壁 ＊防振支持遮音壁 ・
床 ・防振遮音床 ・
天井 ・防振吊遮音天井 ・
対象室：ホール（客席、舞台）
エレベーター側壁 ○防振支持遮音壁 ・
床 ・防振遮音床 ・
天井 ・防振吊遮音天井 ・

19.14,4

防振性能

a.床の防振

1)厨房の下部に居室がある場合は、厨房の床防水上の処理は次による。
・RC浮床構造
・防振束二重床(軽量床衝撃音レベル等級LL-45相当品)を設ける。
＊実施範囲と合わせて設計図による
2)食堂の床等で下部に居室がある場合は、軽量床衝撃音対策は次による。
・防振束二重床(軽量床衝撃音レベル等級LL-45相当品)を設ける。
＊実施範囲と合わせて設計図による
3)屋上の歩行等衝撃を伴う屋上庭園やその他の振動発生要因の下部に会議室・役員室等重要な部屋がある場合は、その対策は次による。
・RC浮床構造
＊実施範囲と合わせて設計図による
b.床防振工事の施工は、専門工事業者による。

15節 鉄骨の耐火被覆

追補

19.15,1

耐火被覆の種類等

a.この節は、鉄骨の耐火被覆に適用する。

b.本節は欄仕[7章9節]の内容を適用する。

c.耐火被覆の種類、工法、材料及び使用部位
○設計図による

【付加P】
d.次の1)に示す箇所に半乾式吹付けロックウールによる耐火被覆を施す場合は、特記なき限り表面押さえの上表面硬化処理（セメントスラリーがけ1回）として、繊維の飛散を抑制する。また、使用箇所のうち、2)に示す箇所は、入念施工箇所として、セメントスラリー量を2倍程度使用するなどにより、表面を堅固に仕上げる。
1)使用箇所
＊エレベーターシャフト内、エレベーター機械室内
＊エアチャンバー内（室名）
＊PS、EPS、機械室内等で、メンテナンス通路部分に接する箇所（H=2mm程度）
＊空調用チャンバー、排煙チャンバー等として利用する天井懐内
＊外気に接する屋外の軒天井内
・その他（ ）
2)入念施工箇所
○エレベーターシャフト内、エレベーター機械室内
○PS、EPS、機械室内等で、メンテナンス通路部分に接する箇所（H=2mm程度）
e.天井内現しの場合の耐火被覆施工時の周面養生 ○あり（適用範囲・適宜 ）なし
f.周辺に飛び散った耐火被覆は入念に清掃を行う。

19.15,2

耐火被覆の性能、品質等

a.異種耐火被覆による鉄骨梁及び梁の接合部における納まりは、日本建築士上学会監修「耐火被覆の標準的な工法と納まり」鉄骨柱・はり接合部（パネルゾーン）における異種耐火被覆材の納まり」」によることを原則とする。ただし、耐火構造の大臣認定仕様で指定がある場合は、認定条件を優先する。

19.15,3

耐火材吹付け

a.次に示す箇所に耐火材吹付け工法による耐火被覆を施す場合は、原則としてプライマー（下地処理用粘着剤）を使用する。十分な実績等により、不要と判断される場合は、監理者との協議により定める。
＊19.15,1 c.号により表面硬化処理を行う箇所
＊鉄骨梁下面等の下向き面で、幅300mm以上となる箇所
＊錆止め塗料を塗装した鋼材面（塗料とプライマーの適合性の確認実施）
b.鉄骨表面で錆止め塗装を施した面に耐火被覆材を吹き付ける場合は、接着剤との適合性を確認のうえ、プライマー処理等は▲難防止要領書を監理者に提出する。

高橋 央
其内 有
柳澤 彰
大場 卓

一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士

日建設計

2026. 06. 30

検閲者： 砂田 哲正

特記仕様書（22）

A1:1/＊＊
A3:1/＊＊

No. J-240623-D

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

（通し番号 24）
2-22

3)既にひび割れを生じている箇所では、ひび割れをコンクリートの端面とみなして必要なはききを確認する。 4)穿孔用ドリルは、穿孔深さと直角度を保つことのできる治具を使用する。 5)穿孔中に鉄筋や配管が干渉し所定の穿孔ができない場合、監理者と協議のうえ穿孔位置変更等の処置を講ずる。 6)穿孔後の孔内は、取付け前に十分に清掃する。 b.接着系あと施工アンカーボルト 1)常時引張力を受ける部位には原則として使用しない。 2)接着系あと施工アンカーボルトの固着剤は、カプセル型を原則とし、耐薬品性や耐熱性等の施工条件を考慮して選定する。 3)施工前のコンクリートの確認及びコンクリートの穿孔は、前a号1)から6)による。 4)穿孔部は、十分乾燥したのち施工を行う。 5)横向き施工を行う場合は、専用の固着剤を使用する。 6)固着剤は冷暗所で保管し、使用期限を過ぎたもの及び流動性の変化したものは使用しない。 7)アンカーボルトは、埋込み部までねじを切ったもの又は異形棒鋼を使用する。カプセル型の場合は、先端角度45°内外でカットしたものを使用する。 8)取付け後、製造者の指定する時間内はアンカーボルトに荷重を加えない。 c.あと施工アンカーボルトの止水処理 雨掛りとなるあと施工アンカー部分では、取合い部分にシーリングを行い、止水処理を行う。 d.防水保護コンクリートへのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーとなる場合は、防水層、鉄筋、埋設配管類に対し損傷影響がない旨の資料を作成し、監理者と協議する。		第6節 内装施工後の室内空気質測定 27.6.1 内装施工後の室内空気質測定 a.測定の要否 ＊行う ・行わない 測定後、速やかに報告書を監督職員に提出する。 b.実施時期 ＊完成引渡しの日1か月前 ＊別途工事の家具備品等の搬入前 ・別途工事の家具備品等の搬入後（測定費用 ・本工事 ・別途工事） ・部 c.報告書の部数 ＊3部 d.測定対象物質 測定箇所 測定物質 測定箇所 ＊ホルムアルデヒド ＊トルエン ＊キシレン ＊エチルベンゼン ＊スチレン ＊パラジクロロベンゼン ＊アセトアルデヒド e.採取、測定方法 ○拡散型(パッシブ)サンプラーを用いた測定方法による。測定方法の詳細は、設計図に添付する「揮発性有機化合物濃度測定要領」による。 ●採取方法を含め、厚生労働省「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」による。 27.6.2 改善措置 a.ホルムアルデヒド、VOC等の室内濃度測定の結果、建築物の要求品質をクリアできていない物質がある場合は、監督職員及び監理者と協議のうえ、指針値クリアを達成するまで連続的な換気運転を行うとともに、ペークアウト、ホルムアルデヒド及びVOC等を吸着又は除去する材料を用いるなどの適切な改善措置を講ずる。		28.2,3 アルミニウム材 28.2,4 ステンレス 28.2,5 樹脂板 28.2,6 ガラス 28.2,7 粘着剥付きシート類 28.2,8 その他の材料及び工法 3節 製作・取付け 28.3.1 工法 4節 表示方法 28.4.1 文字・絵文字等 28.4,2 レイアウト図		d.見え掛りとなる鋼材、鋼板類は、原則として塗装を施す。屋外の場合はふっ素樹脂焼付け塗装、屋内の場合はアクリル樹脂焼付け塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装を標準とする。いずれも下地調整を入念に行い、下塗、中塗、上塗、仕上げ塗りの各工程間に、適切な研磨を施す。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。 e.うるし、油性うるし(カシュー)、発光、防火、防水、耐食、防かび及び各種粉体塗装等の特殊塗料は、設計図による。 f.めっき処理は、生地の研磨、脱脂、防錆等の前処理を完全に行う。 28.2,3 アルミニウム合金板はJIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)、アルミニウム押出型材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)により、それぞれ強度及び表面処理に応じた材質のものとする。 b.アルミニウム及びアルミニウム合金板の表面処理は、14.2.1による。設計図に記載のないものは屋外の場合BB-1種、屋内の場合(＊BC-1種 ・BB-1種)とする。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。 28.2,4 ステンレス a.ステンレスの種別は、次による。 ＊SUS304 ・SUS316 ・SUS443J1 ・ b.ステンレス表面仕上げは、次による。 ＊設計図による ・バイブレーション仕上げ ○HL仕上げ(＃150程度) c.ステンレス下地の塗装は焼付け塗装仕上げとし、内部ではアクリル樹脂焼付け塗装、外部ではふっ素樹脂焼付け塗装とする。 28.2,5 樹脂板 a.メタクリル樹脂板は、JIS K 6718とし、次による。 1)板材は、片面マット仕上げとする。 2)接着剤は、重台型接着剤を使用し、接着面に気泡、ゴミ等が入らないものとする。接着剤はF☆☆☆☆とする。 3)静電気防止処理を行う。 b.積層強化ビニル板は、JIS K 6745とする。 c.アクリル強化高衝撃強化ビニル板の加工は、製造者の仕様による。 d.高光アクリル樹脂板の加工は、製造者の仕様による。 e.アルミポリエステル積層板の表面加工は、アルミニウム材に準ずる。焼付けとする場合には、焼付け温度80℃以下とする。 f.強化ポリエステル材は、ガラス繊維補強法とし、設計図に記載がない場合は仕上げを含めて製造者の仕様による。 g.可触部となる樹脂板の切断面には、R加工を施す。 28.2,6 ガラス a.ガラスは、16章1節による。 b.鏡ガラスは、透明磨き板ガラス又は透明フロートガラスの銀引き用を使用し、面取り、小口磨きとする。裏面は銀、銅等のめっき引きのうえ防湿塗装(焼付け処理)を施したものである。既製品を使用する場合は、見本を提出し監督職員の承認を受ける。 c.熱線吸収ガラス鏡、透視鏡、拡大鏡、合せ鏡及び防湿鏡等特殊な鏡は、設計図による。 d.すべてのガラス取付け用材料は、見本を提出し、監督職員の承認を受ける。 e.ガラス及び鏡は、機械式固定を併用する接着方式とする。 f.強化ガラスのガラスのみで自立する工法の場合は、合わせガラスを使用する。 g.糊入り板ガラス、糊入り板ガラスの切断、小口処理は、16.14.4による。ただし、防錆処理は切断面全面に施し、露出部にはステンレスカバーを設置する。 h.大型ガラスサインのガラス小口面及び強化ガラスの小口面は次により保護する。 ・設計図による ・ステンレスFB t≧3,0mm 28.2,7 粘着剥付きシート類 a.切り文字やビクトグラムに用いる化粧シートは、サイン用粘着剥付きポリ塩化ビニル製シート等とする。 b.粘着剥付きプラスチック系壁紙シート幅寸法から生ずる材料取りによる継目の位置及び目地処理方法は、監理者と協議して決定する。仕様は、次による。 1)下地処理は、製造者指定のプライマーを使用する。 2)経年変化を促進しないよう十分に引き伸ばし、ヘラ、ローラー等で圧着する。 3)圧着後常温で約24時間放置し、しわ、ひび割れ、はがれ、気泡等が発生しないことを確認する。 28.2,8 その他の材料及び工法 a.アンカーボルト位置等、サイン本体の取付け用部材との施工調整は、製作前に行う。 b.屋外に設置するサイン及び照明等設備類の取付け下地材は、ステンレス製とし、「工事概要書 2-2 構造設計条件」を満たし、十分な強度をもつ部材とする。 c.基礎コンクリートは、5章 鉄筋工事、6章 コンクリート工事による。モルタル等は15章 左官工事による。 d.鋼又は銅合金その他の表面仕上げは、見本を提出し、監理者の承認を受ける。 e.ポルト、ナット及び小ねじ類は14.8.3,4とする。		28.4,3 スクリーンプロセ c.インキの退色堅ろうは、10年相当以上の暴露試験により性能が確認されたものとする。 d.スクリーン原板は、フレームに張られた状態で液洗浄し、建築物完成引渡し後2年間保存する。 28.4,4 インクジェット出力プリント a.製版は、コンピュータ制御による。 b.塗料又は染料は、製造者及びアッセンブル製造者の仕様による。仕上りの確認のためプリント見本を提出し、監理者の承認を受ける。 c.プリント下地材は、付着性能が優れたものを用いる。 d.ラミネート処理は、熱による変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って圧着する。 28.4,5 コンピュータ制御シートカッティング法 a.材料は、28.2.7粘着シートによる。 b.製作用原稿に基づいてシートを切抜き養生シートに転写して、変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って下地に貼り付ける。 28.4,6 箱文字 a.原稿に基づき指定された厚みの金属板を溶接又は糊付け制作し、表面仕上げは設計図による。 b.表面の指定色がある場合は、屋外用耐候性カラーシートを張り付ける。 c.設計図に記載のない場合、金属板の厚みは1mm以上とする。 28.4,7 切り文字 a.原画に基づき指定厚みの金属板、アクリル板、ABS樹脂板等をレーザーカットやウォータージェット等にて製作する。 b.表面仕上げは設計図による。 28.4,8 鋳造文字 a.原画に基づき、木型製作又は鋳型製作を経て指定合金で製品を鋳造する。 b.屋外使用の場合は、錆の少ないアルミニウム、ステンレス及び銅合金とする。 c.表面仕上げは設計図による。 28.4,9 彫込み文字 a.指定された材質と厚みの板に、原画に準じて指定された深さで文字や図形を彫込み製作する。 b.表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監督職員の指示による。 28.4,10 手描み文字 a.指定された材質と厚みの板に、原画に準じて指定された深さで文字や図形を彫込み製作する。 b.表面仕上げは設計図による。 5節 その他 28.5.1 電照式サインの工事、工法及び性能 a.内蔵器具類 1)電照式サインに用いる光源は、次による。 ＊すべてLED ・設計図による 2)光源と器具、コンセント、スイッチ、自動点滅装置その他の電気器具の仕様及び形式は、設計図による。 3)電照式サイン内部のケーブルの仕様は、ふ設場所の環境に応じたものを選択する。原則としてエコケーブル（EMケーブル）とするが、一般ケーブルとする場合は監理者の承認を得る。 4)光源と器具は、取付け場所に応じて防水及び防滴仕様とする。換気通風孔等を設けるとともに、光源と器具の取付けに当たっては周囲との離隔距離を確保して冷却及び換気に留意し、光源と器具の光出力性能及び寿命の低下を防止する。屋外に設ける場合には適切な水抜きを設ける。 5)電気器具類その他の金属部には回路電圧に応じて、必要な接地工事を施す。 6)工事完成後に絶縁抵抗測定及び点灯試験を行い、その結果を監理者に提出する。 b.電照式サインの指定色は、照射及び透過した光色について、肉眼で知覚される色彩、色相を基準とする。あらかじめ適用する光源と器具を組み合わせた試験体により、色彩の調整及び確認し、構成部品の見本品を提出し、監理者の承認を受ける。 c.内蔵する光源と器具の交換がしやすいように製作図を検討する。交換用の開閉部分はシリダゲ錠付とする。 28.5,2 電照式サインの自動点滅装置及び調光装置 a.設計図に記載のない場合、自動点滅装置と調光装置はタイマー装置、リレー装置、CPU等で構成されたものとし、プログラムで制御できるものとする。 b.製造者にて自動点滅装置と調光装置を用いた点灯試験と調光試験を行ない、機能を確認した結果を監理者に提出する。 28.5,3 電光掲示板及びデジタルサイネージ a.電光掲示板 ・設計図による b.電光掲示板 a.サインの維持管理方法をサインタイプ別に記載した図書を作成し、引渡し書類として提出する。 b.屋外広告物法及び屋外広告物条例の手続きに必要な書類等の作成に協力する。					
4節 検査 24.4.1 検査 a.先付け方式によるアンカー金物は、形状、寸法、取付け位置及び固定状況等を確認する。 b.あと施工方式によるアンカー金物は、その全数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テストハンマー等で打撃を与え、正常で緩みのないことを確認する。なお、全ねじ筋の場合は、監理者との協議により確認方法を決定する。 c.あと施工アンカーの引抜き耐力確認試験 ・実施しない ・実施する 1)試験方法 ・非破壊試験(機械式簡易引抜試験機による引張試験) ・破壊試験(試験用アンカーによる引抜試験) 2)あと施工アンカーの非破壊検査による引抜き耐力確認試験要領は、欄仕[14.1.3(1)(2)]及び建築改修工事監理指針による。		第7節 室内設備関連工事におけるシックハウス対応 27.7.1 室内設備関連工事におけるシックハウス対応 a.室内設備関連工事については、建築・設備工事の発注区分にかかわらず、相互調整により次のシックハウス対応を行う。 b.室内における配管類、盤及び機器等の塗料及び接着剤は、露出及び隠ぺい部分ともにホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含まいものとする。また、接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含まない難揮発性のものとする。やむを得ずこれらを含むものを使用する場合は、その使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設け、換気するなどの措置をとる。		28章 サイン工事 追補 1節 共通事項 28.1.1 一般事項 a.本章は、建築物の室内外及び敷地内に設置する各種案内板、室名表示等のサイン、移動式サイン及び建築物に付設される屋外広告、電飾広告等に適用する。 b.案内板、サイン等の本体が別途工事の場合であっても、該当する下地等に適用する。この場合、別途工事となる部分の下地強度等の設計条件を、完成時の引継ぎ書類に明記する。 c.電照式サイン、電光掲示板における電気設備工事との工事区分は、見様区分表による。 d.サイン取付けに必要な下地及びその補強工事は、本工事に含む。 28.1.2 基本要品質 a.サイン工事に用いる材料は、所定のものとする。 b.サインは、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に強固に取り付ける。 c.サインは、設置する建築物の用途、設置場所に応じた視認性を有するように設置する。 d.サインに記載する文字等は、所定の大きさ及びデザインを有し、ゆがみなくまたバランスよく配置する。 e.サインは、所定の外力や建築物の変形、温度伸縮に対して破損、脱落、有害な振動等がなく、安全なものとする。 f.人が触れる可能性がある場所に設置するサインは、寄り掛りや座り等建築物の用途に応じた通常の使用に十分耐える強度を有し、使用時、不慮の衝突等の際の傷害防止に配慮する。 g.電照式のサインは、光源の色ばつき等による色むらがないものとする。また光源の交換が、容易に行えるように設置する。 h.異種金属で構成される箇所では、適切な電気的腐食防止処理を行う。詳細は14.1.3による。 i.免震建築物の場合は、出入口その他の見やすい場所に、免震建築物である旨等の必要な事項を表示する。当該サインの設置位置、箇所数及び仕様は、次による。 1)設置位置、箇所数 ＊設計図による ・ 2)仕様 ＊設計図による ・ 28.1.3 性能 a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による。 b.耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、設計用地震力及び設計用風圧力に対して倒壊、脱落及び破損等がないものとする。 c.上記以外の性能値は、設計図によるほか、定めのない規定は建築基準法ほか、関連法令、日本建築学会制定各種指針の規定及び日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の各最新版に準拠する。 28.1,4 見本等 a.仕上材は、工事に先立ち見本を提出して、監督職員の承認を受ける。 b.設計図書に基づき、現場実測による確認のうえ、必要な製作図、施工図を作成し、監督職員の承認を受ける。製作図は、28.4.2b版下原稿の内容を反映させたものとする。 c.実物見本、モックアップ等の製作及び取付けは、次による。 ・製作しない ○次により製作する（別途工事） ・実物見本 （・設計図による ・） ○モックアップ （・設計図による ○総合案内板、各階案内板等の実寸紙出力） d.サインの取付け位置を示した配置図と姿、仕様等の一覧表及び数量表を作成し、監督職員の承認を受ける。監督職員の指示がある場合には、壁面への取付け高さ、位置、大きさ、視認性に関連する周辺設備類を明示した展開図を作成する。図面上検討した取付け位置に障害物がないか、また視認性が適切であるかどうか事前に現場を確認する。監督職員の指示がある場合、現場に28.4.2b版下原稿のコピー又は現物サンプルを貼り、視認性を確認する。 e.表示面に点字を施す必要がある場合は、機能面及び美観面で表示面の素材に適した技法を選択し、サンプルを製作したうえで、監督職員の承認を受ける。 28.1,5 関連法規、官公署その他への手続等 a.工事の施工、サインの使用開始等に必要な官公署その他への手続は、受注者が速やかに行う。 b.電照式サインで使用する部材はJIS適合品とし、電気用品安全法の適用を受けるものはその技術基準に適合したものを使用する。 c.電照式サインの施工は、電気設備技術基準及び内規規程を遵守する。		28.2,6 ガラス 28.2,7 粘着剥付きシート類 28.2,8 その他の材料及び工法 3節 製作・取付け 28.3.1 工法 4節 表示方法 28.4.1 文字・絵文字等 28.4,2 レイアウト図		d.見え掛りとなる鋼材、鋼板類は、原則として塗装を施す。屋外の場合はふっ素樹脂焼付け塗装、屋内の場合はアクリル樹脂焼付け塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装を標準とする。いずれも下地調整を入念に行い、下塗、中塗、上塗、仕上げ塗りの各工程間に、適切な研磨を施す。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。 e.うるし、油性うるし(カシュー)、発光、防火、防水、耐食、防かび及び各種粉体塗装等の特殊塗料は、設計図による。 f.めっき処理は、生地の研磨、脱脂、防錆等の前処理を完全に行う。 28.2,3 アルミニウム合金板はJIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)、アルミニウム押出型材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)により、それぞれ強度及び表面処理に応じた材質のものとする。 b.アルミニウム及びアルミニウム合金板の表面処理は、14.2.1による。設計図に記載のないものは屋外の場合BB-1種、屋内の場合(＊BC-1種 ・BB-1種)とする。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。 28.2,4 ステンレス a.ステンレスの種別は、次による。 ＊SUS304 ・SUS316 ・SUS443J1 ・ b.ステンレス表面仕上げは、次による。 ＊設計図による ・バイブレーション仕上げ ○HL仕上げ(＃150程度) c.ステンレス下地の塗装は焼付け塗装仕上げとし、内部ではアクリル樹脂焼付け塗装、外部ではふっ素樹脂焼付け塗装とする。 28.2,5 樹脂板 a.メタクリル樹脂板は、JIS K 6718とし、次による。 1)板材は、片面マット仕上げとする。 2)接着剤は、重台型接着剤を使用し、接着面に気泡、ゴミ等が入らないものとする。接着剤はF☆☆☆☆とする。 3)静電気防止処理を行う。 b.積層強化ビニル板は、JIS K 6745とする。 c.アクリル強化高衝撃強化ビニル板の加工は、製造者の仕様による。 d.高光アクリル樹脂板の加工は、製造者の仕様による。 e.アルミポリエステル積層板の表面加工は、アルミニウム材に準ずる。焼付けとする場合には、焼付け温度80℃以下とする。 f.強化ポリエステル材は、ガラス繊維補強法とし、設計図に記載がない場合は仕上げを含めて製造者の仕様による。 g.可触部となる樹脂板の切断面には、R加工を施す。 28.2,6 ガラス a.ガラスは、16章1節による。 b.鏡ガラスは、透明磨き板ガラス又は透明フロートガラスの銀引き用を使用し、面取り、小口磨きとする。裏面は銀、銅等のめっき引きのうえ防湿塗装(焼付け処理)を施したものである。既製品を使用する場合は、見本を提出し監督職員の承認を受ける。 c.熱線吸収ガラス鏡、透視鏡、拡大鏡、合せ鏡及び防湿鏡等特殊な鏡は、設計図による。 d.すべてのガラス取付け用材料は、見本を提出し、監督職員の承認を受ける。 e.ガラス及び鏡は、機械式固定を併用する接着方式とする。 f.強化ガラスのガラスのみで自立する工法の場合は、合わせガラスを使用する。 g.糊入り板ガラス、糊入り板ガラスの切断、小口処理は、16.14.4による。ただし、防錆処理は切断面全面に施し、露出部にはステンレスカバーを設置する。 h.大型ガラスサインのガラス小口面及び強化ガラスの小口面は次により保護する。 ・設計図による ・ステンレスFB t≧3,0mm 28.2,7 粘着剥付きシート類 a.切り文字やビクトグラムに用いる化粧シートは、サイン用粘着剥付きポリ塩化ビニル製シート等とする。 b.粘着剥付きプラスチック系壁紙シート幅寸法から生ずる材料取りによる継目の位置及び目地処理方法は、監理者と協議して決定する。仕様は、次による。 1)下地処理は、製造者指定のプライマーを使用する。 2)経年変化を促進しないよう十分に引き伸ばし、ヘラ、ローラー等で圧着する。 3)圧着後常温で約24時間放置し、しわ、ひび割れ、はがれ、気泡等が発生しないことを確認する。 28.2,8 その他の材料及び工法 a.アンカーボルト位置等、サイン本体の取付け用部材との施工調整は、製作前に行う。 b.屋外に設置するサイン及び照明等設備類の取付け下地材は、ステンレス製とし、「工事概要書 2-2 構造設計条件」を満たし、十分な強度をもつ部材とする。 c.基礎コンクリートは、5章 鉄筋工事、6章 コンクリート工事による。モルタル等は15章 左官工事による。 d.鋼又は銅合金その他の表面仕上げは、見本を提出し、監理者の承認を受ける。 e.ポルト、ナット及び小ねじ類は14.8.3,4とする。		28.4,3 スクリーンプロセ c.インキの退色堅ろう度は、10年相当以上の暴露試験により性能が確認されたものとする。 d.スクリーン原板は、フレームに張られた状態で液洗浄し、建築物完成引渡し後2年間保存する。 28.4,4 インクジェット出力プリント a.製版は、コンピュータ制御による。 b.塗料又は染料は、製造者及びアッセンブル製造者の仕様による。仕上りの確認のためプリント見本を提出し、監理者の承認を受ける。 c.プリント下地材は、付着性能が優れたものを用いる。 d.ラミネート処理は、熱による変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って圧着する。 28.4,5 コンピュータ制御シートカッティング法 a.材料は、28.2.7粘着シートによる。 b.製作用原稿に基づいてシートを切抜き養生シートに転写して、変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って下地に貼り付ける。 28.4,6 箱文字 a.原稿に基づき指定された厚みの金属板を溶接又は糊付け制作し、表面仕上げは設計図による。 b.表面の指定色がある場合は、屋外用耐候性カラーシートを張り付ける。 c.設計図に記載のない場合、金属板の厚みは1mm以上とする。 28.4,7 切り文字 a.原画に基づき指定厚みの金属板、アクリル板、ABS樹脂板等をレーザーカットやウォータージェット等にて製作する。 b.表面仕上げは設計図による。 28.4,8 鋳造文字 a.原画に基づき、木型製作又は鋳型製作を経て指定合金で製品を鋳造する。 b.屋外使用の場合は、錆の少ないアルミニウム、ステンレス及び銅合金とする。 c.表面仕上げは設計図による。 28.4,9 彫込み文字 a.指定された材質と厚みの板に、原画に準じて指定された深さで文字や図形を彫込み製作する。 b.表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監督職員の指示による。 28.4,10 手描み文字 a.指定された材質と厚みの板に、原画に準じて指定された深さで文字や図形を彫込み製作する。 b.表面仕上げは設計図による。 5節 その他 28.5.1 電照式サインの工事、工法及び性能 a.内蔵器具類 1)電照式サインに用いる光源は、次による。 ＊すべてLED ・設計図による 2)光源と器具、コンセント、スイッチ、自動点滅装置その他の電気器具の仕様及び形式は、設計図による。 3)電照式サイン内部のケーブルの仕様は、ふ設場所の環境に応じたものを選択する。原則としてエコケーブル（EMケーブル）とするが、一般ケーブルとする場合は監理者の承認を得る。 4)光源と器具は、取付け場所に応じて防水及び防滴仕様とする。換気通風孔等を設けるとともに、光源と器具の取付けに当たっては周囲との離隔距離を確保して冷却及び換気に留意し、光源と器具の光出力性能及び寿命の低下を防止する。屋外に設ける場合には適切な水抜きを設ける。 5)電気器具類その他の金属部には回路電圧に応じて、必要な接地工事を施す。 6)工事完成後に絶縁抵抗測定及び点灯試験を行い、その結果を監理者に提出する。 b.電照式サインの指定色は、照射及び透過した光色について、肉眼で知覚される色彩、色相を基準とする。あらかじめ適用する光源と器具を組み合わせた試験体により、色彩の調整及び確認し、構成部品の見本品を提出し、監理者の承認を受ける。 c.内蔵する光源と器具の交換がしやすいように製作図を検討する。交換用の開閉部分はシリダゲ錠付とする。 28.5,2 電照式サインの自動点滅装置及び調光装置 a.設計図に記載のない場合、自動点滅装置と調光装置はタイマー装置、リレー装置、CPU等で構成されたものとし、プログラムで制御できるものとする。 b.製造者にて自動点滅装置と調光装置を用いた点灯試験と調光試験を行ない、機能を確認した結果を監理者に提出する。 28.5,3 電光掲示板及びデジタルサイネージ a.電光掲示板 ・設計図による b.電光掲示板 a.サインの維持管理方法をサインタイプ別に記載した図書を作成し、引渡し書類として提出する。 b.屋外広告物法及び屋外広告物条例の手続きに必要な書類等の作成に協力する。			
25章 ゴンドラ設備工事 追補 26章 免震工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による） 追補 27章 シックハウス対応 追補 1節 共通事項 27.1.1 一般事項 a.本章は、シックハウス対応として、室内空気質の品質確保のために、床、壁、天井及び天井裏等を対象とする木、左官、建具、塗装、内装、ユニットの各工事及び室内設備関連工事に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。 b.ホルムアルデヒドの放散量の他に、他の章で特記した場合は、それを優先する。その他については本章による。 27.1,2 基本要品質 a.居室の室内空気質は、指定された揮発性有機化合物について関係法令等を遵守するとともに、室内湿度は厚生労働省の指針値をクリアする。 2節 適用法令等 27.2,1 室内空気質対応に関連する法令及び基準の適用 a.法令及び基準の適用 ●建築基準法 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質確保) ○建築物における衛生環境の確保に関する法律(建築物衛生法) ○学校環境衛生の基準（文部科学省） ・事務所衛生基準規則(労働安全衛生法) ・室内空気中化学物質の室内濃度指針(厚生労働省) ○自治体で定める保育所における室内化学物質対策実施基準 27.2,2 シックハウス対応を行う範囲 a.対応を行う範囲 ＊適用法令等による範囲 3節 室内空気質測定濃度値と引渡し条件 27.3.1 測定濃度値と引渡し条件 a.引渡し条件は、次による。 ＊測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、すべての濃度が指針値以下であることを確認したのち、引き渡す。 ・引渡し条件としない。		第9節 内装材料等の品質の確保と施工上の注意 27.5.1 内装材料等の品質の確認 〔付加〕 27.5.2 施工上の措置		高橋 央 甚内 有紀 柳澤 彰 大場 卓		一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士		日建設計		木更津市吾妻公園文化芸術施設 新築工事（建築）		（通し番号 27） 2 - 25	
2026.06.30		検図者： 砂田 西正		特記仕様書（25）		A1:1/xxx A3:1/xxx		No. J - 240623 - D					

[illegible]

●は工事対象を示す										●は工事対象を示す										●は工事対象を示す											
項 目		建 築	電 気 設 備	機 械 設 備	舞 台 照 明 設 備	舞 台 音 響 設 備	公 園	別 途	備 考 *	項 目		建 築	電 気 設 備	機 械 設 備	舞 台 照 明 設 備	舞 台 音 響 設 備	公 園	別 途	備 考 *	項 目		建 築	電 気 設 備	機 械 設 備	舞 台 照 明 設 備	舞 台 音 響 設 備	公 園	別 途	備 考 *		
厨房設備	同上用電源工事		○							ホール・ロビー 周り全般	同上用電源コンセント		○								移動型音響関連機材、アクセサリー類 （スピーカー、マイク、スタンド等）							○			
	厨房機器類の製作・取付け							○	ポータブルIHコンロ他、 他、設計図による		ロービー内ベンチ、テーブル、チェア								○		ビデオプロジェクター・再生機器類一式							○			
	同上電源コンセント・配管配線工事		○						IH用コンセント		コインロッカー									○		調整室の上げ床、配線用穴あけ、同補強、開口部仕舞	○								
	グリーストラップ			○							寄附者銘板									○		調整室内の調整卓用デスク・椅子						○			
そ の 他	避雷設備・同接地工事		○						露骨への配付フルード設置は建築、 露骨保護ビーム取付け等、屋根裏まで電気 鉄骨など本体躯体利用躯体は建築	客屋周り 全般	客屋化粧前カウンター（棚付き）、鏡								○		調整室内のカーテンレール	○								*カーテン（完全遮光性） は別途工事	
	避雷設備の躯体接続工事		○	○							同上用組込照明、スイッチ、コンセント									○		調整室内の音響電源コンセント、同配線・接続	○								
	オイルタンク躯体工事		○								同上用電源		○									舞台床面の音響ケーブル用ビット・同蓋	○								
	外構用照明設備							○			移動型フィッティングブース（鏡・カーテン レール付）									○		舞台床フロアコンセント 同埋込ボックス						○			
	同上用分電盤		*					○	*一次側電源は電気設備 工事	客屋内舞台連絡設備（モニタTV、モニタスビ ーカー、音声回線コンセント）	*							○		*想定管路は電気設備 工事	同上用床開口 開口補強	○									
	サイン工事		*					○	*一次側電源は電気設備 工事	客屋内付器・備品一式（椅子、ソファセット 、テーブル、ロッカー等）									○		聴覚者補助通信設備一式							○			
	同上一次側配管配線工事		*					○	*配管のみ	客屋出入口扉上部の暖簾掛け	○										携帯電話抑止設備一式							○			
	視覚障害者用誘導標示		○					*	*工事範囲外全て	舞台出入口カーテンレール	○										*カーテン（完全遮光性） は別途工事		○								
	ブラインド・ロールスクリーン		*					○	*設計図による 他一次電源は電気工事	客屋ロビー、客屋廊下、客屋の窓見鏡	*							○		*下地補強は建築工事	舞台照明 設備関連	舞台照明設備（調光システム）工事一式（照 明電源盤、照明操作卓、調光制御システム、 負荷設備、照明器具）									
	ブラインドボックス・カーテンボックス		*					○	*設計図による 開口補強含む	スタジオ室内レッスナー、カーテン、ロー ルスクリーン									○		舞台照明電源盤										
	スチールパーティション工事		○							鏡	○											同上一次側電源配管配線、同接続	○								
	スライディングウォール工事		○							スタジオ室内鏡前カーテンレール	○											照明電源盤から二次側以降の電源・通信配管 ・配線、同接続・調整									
	排煙トッブライト		○	*					*制御盤までの電源は電 気工事	同上制御盤から二次側以降の電源・通信配管 配線、同接続・調整									○		同上二次側接地用配管配線、同接続										
	電動可動式書架		*					○	*設置用フカのワナド設置 は建築工事	同上二次側接地用配管配線、同接続												同上機器据付に伴う架台	*								*ギャラリー部の取り 付け一次全物は建築工事
	同上電源工事		○							天井付吊パイプ（固定式）	⊖											同上機器据付に伴う架台		○							
	避難器具設備		○							機構制御盤			○									同上機 器取付に伴う据付鋼材（ビーム材）等 一式						○			
屋上設置アンテナ等							○	防災通信系など含む	同上までの一次側電源配管配線、同接続・調 整		○										同上用アンカーボルト・箱入れ・埋込み						○				
屋上設置物基礎		○						設計図に記載の太陽光 パネル基礎含む	同上一次側接地用配管配線、同接続		○										調整室内の調整卓用デスク・椅子						○				
マンホールトイレ							○	貯水槽など必要備品一式 含む	同上制御盤から二次側以降の電源・通信配管 配線、同接続・調整				○								移動型照明器具、同アクセサリー類							○			
各窓口カウンター							○		同上二次側接地用配管配線、同接続				○								上記以外の照明器具関連機材、特殊効果器具 （ムセックライト等）・同操作システム							○			
図書セキュリティ、管理検索システム等の図 書館設備 機器・配線							○		同上機器据付に伴う架台				○								ギャラリー下部ベース照明		○								
同上一次側電源工事		○							制御盤・電動機・滑車類等装置取付に伴う据 付鋼材（ビーム材）等一式				○								同上天井開口、補強、化粧枠	○									
ホール全般（舞台・客席）		○							持込機器用電源盤（舞台内）				○								同上照明器具から分電盤までの電源、配管配 線、同接続		○								
ぶどう棚工事一式（主鉄骨、吊り財、床大引 材、すのこ歩み材、マシン・制御盤、据付用 架台、滑車等取付材等、同塗装）								図示による	舞台幕類				○								持込機器用電源盤（舞台内）						○				
固定ギャラリー、テクニカルギャラリーの鉄 骨、照明用パイプ		○						客席・舞台上部	同上吊り込み用バトン				○								同上一次側電源配管配線、同接続		○								
照明・音響用コンセントボックス					○	○		取付・配線工事共	同上搬入、養生、吊込み作業一式				○								吊照明用ケーブル接続端子箱、同隠付						○				
フォロースポット室の鉄骨、前面ガラス、照 明器具転倒防止用フック		○							舞台大道具・備品類一式										○		同上一次側電源配管配線、同接続						○				
舞台登壇用置き階段							○		回転側壁機構一式（主鉄骨フレーム、同塗装 ・据付工事）				○								舞台床フロアコンセント、同埋込ボックス						○				
多目的ホール2階座席		○						多目的室座席は別途工事	回転側壁の仕上げ工事一式（下地材、胴縁 ・取付用金具等）				○								同上一次側電源配管配線、同接続						○				
同上客席通路誘導灯		○							回転側壁の受鉄骨、同穴あけ・塗装	○											同上用床開口 開口補強	○									
多目的ホール1階 移動観覧席		○	*					*一次側電源 スタッキングチェアは別途	音響分電盤		○										竣工時建築音響測定	○	*	*				*		*関連工事が必要に応じ て立会い、協力、人的支 援を行う。尚、各設備機 器の騒音振動については 、関連工事ごとに臨時試 験、調整を行う	
同上客席通路誘導灯		○	*					*一次側電源	同上 電源盤以降の配管配線										○	*	舞台音響設備竣工時音響測定	*	*	*			○	*			
同上用取付開口、補強、同化粧仕舞		○							同上 電源盤一時側電源配管配線		○																				
同上客席ナンバプレート		○						移動観覧席及び2階座席	音響設備のカットリレーコンセント		○										舞台音響設備に対するノイズ対策	○	○	○			○			各工事に別に対策を見込む	
客席内禁煙表示サイン							○		同上信号を受信する電源制御装置		○										図書館家具	*						○		*図示の範囲のみ	
客席内誘導灯消灯用信号装置			○						舞台音響システム、連絡システム工事一式					○							上記以外の家具							○			
同上から調光操作卓への連動制御用配管配線 、同接続			○						同上機器までの電源配管配線、同接続	*				○							図書館情報システム							○		BDS含む	
舞台・客屋通路・出入口廻り・駐車場のコー ナーガード			○						同上接地用配管配線、同接続	*				○							図書館AVシステム							○			
ピアノ庫内ピアノストッパー、コーナーガー ド			○						同上機器から音響ラック内の分岐電源ケーブ ル、同接続、調整					○							貸出し確認システム 機器・配線							○			
同上用除湿器、冷房設備、加湿器				○				○	同上機器据付に伴う架台	*				○							貸出し確認システム 配管・電源		○								
同上用加湿給水（バルブ止めまで）					○				同上機器据付に伴う据付鋼材（ビーム材）等 一式					○							歩道、舗装							○			
同上用ドレン排水（プラグ止めまで）					○				同上用取り付け	*					○						歩道の切り下げ							○			



